

令和6年度
6月版

すこやか家族の
.....

介護保険 認定申請ガイド



鳩山町

介護（介護予防）サービスを利用するまでの流れについて



申請

本人または家族等により、窓口で要介護認定の申請をします。



訪問調査・審査判定

町職員等による「訪問調査」や「主治医の意見書」を基にコンピュータ判定の「一次判定」実施後、介護認定審査会が審査・判定する「二次判定」を行います。

認定

審査結果に基づき、要介護状態区分を町が認定します。

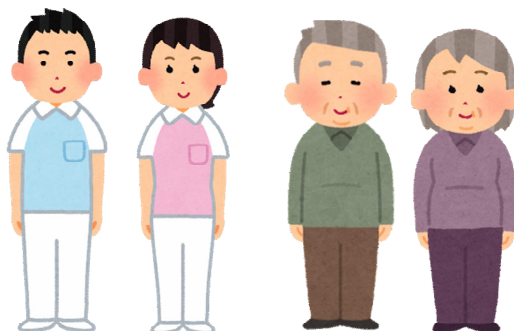
<要支援 1～2>

<要介護 1～5>

<非該当（自立）>

更新・変更

認定には有効期間があります。介護の必要性に変化がない場合は「更新」、必要性に変化があれば有効期間終了をまたずに「変更」の申請ができます。



認定結果の通知

要支援、要介護と認定された方に町から「**介護保険被保険者証**」と「**負担割合証**」を交付します。

サービスの利用

ケアプランに基づいてサービスを利用します。
利用にあたって、費用の 1～3 割が自己負担となります。



ケアプランの作成

サービス事業所や地域包括支援センターへ依頼して、認定者に合ったケアプランを作成します。



居宅介護支援事業所等と契約

「要介護認定を受けた方」は、サービス事業者と契約します。

「要支援認定を受けた方」は、地域包括支援センターと契約します。

※各契約先は裏面 2 ページを参照してください。

**デイサービスまたはホームヘルプサービスのみの利用を希望の場合は、
「介護予防・日常生活支援総合事業」を活用することもできます！**

「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、65 歳以上の方が介護保険の認定を受けていなくても、自立した生活を行うために 1 人ひとりの生活に合わせてサービスを提供することができる事業です。まずは週 1 回のデイサービスを利用してみたいという方や、介護認定で <非該当> と認定された方もご利用することができます。認定調査のお手間等を要しない、被保険者様やご家族様のご負担の少ない事業となっております。こちらの制度のご利用もご検討ください。

居宅介護支援事業者等一覧

.....

この表は、在宅で介護サービスを受けるときに必要なケアプランの作成を依頼できる町内事業者の一覧です。介護予防支援の指定を受けていただいている居宅介護支援事業所につきましては、要支援の方も受け入れることが可能となっております。なお、この表に掲載されていない事業者であっても、埼玉県指定を受けており、ケアプランの作成する旨の確認がとれれば依頼することができます。

○インターネット上でも情報が提供されています。

介護サービス情報公表システム（URL <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>）

■居宅介護支援

（要介護１～要介護５の認定を受けている方が対象となります。）

名称	住所	電話番号
彩西ケアプランセンター鳩山	鳩山町松ヶ丘四丁目１番４号	０４９-２９６-５６０５
居宅介護支援事業所 麻見江	鳩山町大字大橋１０６６番地	０４９-２９９-６８１３
居宅介護支援事業所 ポリス	鳩山町大字石坂１５１５番地２７３	０４９-２５７-７８７６
ケアプラン かざみどり	鳩山町大字大豆戸１５４番地４	０４９-２９８-０２０２
居宅介護支援事業所 ほっとみるく鳩山	鳩山町楓ヶ丘四丁目１７番７号	０４９-２０２-２７５３
ケアプラン・シンフォニー	鳩山町大字須江９０２番地	０８０-４３４５-２７８１

■介護予防支援

（要支援１・要支援２の認定を受けている方が対象となります。）

名称	住所	電話番号
鳩山町地域包括支援センター	鳩山町松ヶ丘四丁目１番４号	０４９-２９６-７７００

介護保険サービスの種類について

介護サービス(居宅)の種類

【訪問介護（ホームヘルプサービス）】

ホームヘルパーが訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

【訪問入浴介護】

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

【訪問リハビリテーション】

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。

【居宅療養管理指導】

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

【訪問看護】

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。

■施設に通って行うサービス

【通所介護（デイサービス）】

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や生活向上のための機能訓練が日帰りで受けられます。

【通所リハビリテーション（デイケア）】

介護老人保健施設や医療機関、診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

■短期間施設に入所して利用するサービス

【短期入所生活介護（ショートステイ）】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

【短期入所療養介護（医療型ショートステイ）】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。

【特定施設入居者生活介護】

有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

介護サービス(施設)の種類

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

日常生活において、常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴・排泄などの日常生活の介護や健康管理を受けられます。

【介護老人保健施設（老人保健施設）】

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護リハビリを受けられます。

【介護医療院】

長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

介護予防サービスの種類

■ 自宅を訪問してもらい利用するサービス

【介護予防訪問入浴介護】

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

【介護予防訪問リハビリテーション】

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。

【介護予防居宅療養管理指導】

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

【介護予防訪問看護】

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。

■ 施設に通って利用するサービス

【介護予防通所リハビリテーション（デイケア）】

介護老人保健施設や医療機関、診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

■ 短期間施設に入所して利用するサービス

【介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）のサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

【介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）】

介護老人保健施設などに短期間入所し、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

■ 施設入所している人が利用する介護サービス

【介護予防特定施設入居者生活介護】

有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスです。食事、入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

地域密着型サービス（原則、町内在住の被保険者の方が利用することができます。）

■ 通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

【小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）★町内に事業所のあるサービスです。】

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」などを組み合わせて、食事・入浴などの介護や支援が受けられます。

【看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】（要介護 1～5 の方のみ）

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

■ 小規模な施設の通所介護サービス

【地域密着型通所介護★町内に事業所のあるサービスです。】（要介護 1～5 の方のみ）

定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

■ 認知症の方向けのサービス

【認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）★町内に事業所のあるサービスです。】

（要支援 2、要介護 1～5 の方のみ）

認知症の高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

【認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）★町内に事業所のあるサービスです。】

認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

■ 小規模施設サービス

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】（新規入所できるのは要介護 3 以上の方のみ）

定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や 健康管理が受けられます。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】（要介護 1～5 の方のみ）

定員 30 人未満の小規模な介護専用の有料老人ホーム等で、食事・入浴等の介護や機能訓練が受けられます。

■ 24 時間対応の訪問サービス

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】（要介護 1～5 の方のみ）

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに応じて随時連絡します。

■ 夜間の訪問サービス

【夜間対応型訪問介護】（要介護 1～5 の方のみ）

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する 24 時間態勢の訪問介護があります。

福祉用具や住宅改修に関するサービス

【福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

【特定福祉用具購入】

入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売します。

【住宅改修費の支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った場合、上限を 20 万円として費用を支給します。

※介護保険で住宅改修する際は、**必ず事前**にケアマネジャーなどに相談をお願いします。

.....

介護保険についてのお問い合わせ先

鳩山町役場 長寿福祉課 介護保険担当 電話 049-296-1210